

平成21年10月24日

## 文化庁委託業務

### 「音楽情報・資料の収集及び活用に関する調査研究」について

(1) 事業名

「日本の音楽資料」のデータベース化のための調査

(2) 調査対象

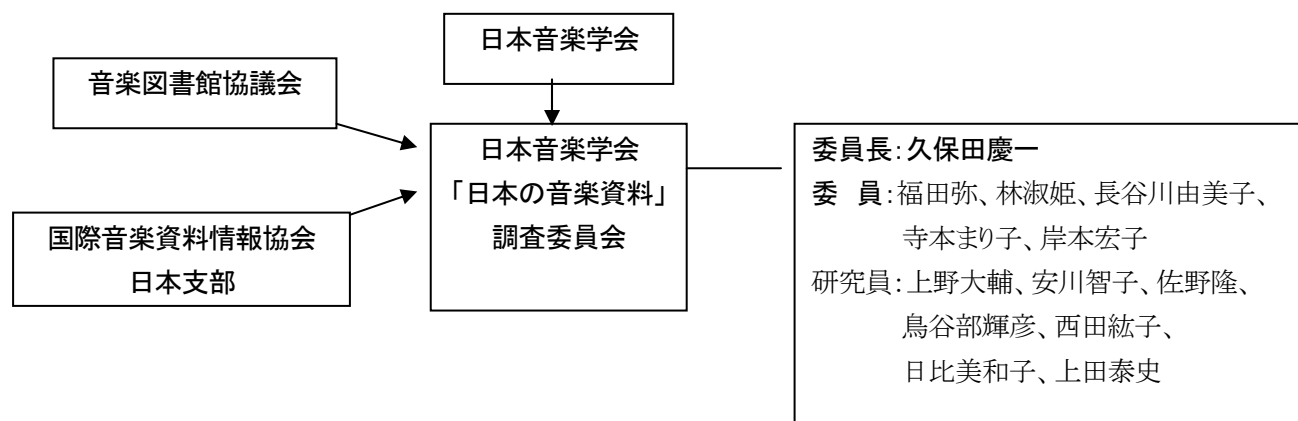
- ① 日本人作曲家の手稿譜
- ② 1945年以前に我が国で出版された楽譜
- ③ 西洋音楽の手稿譜
- ④ 1900年以前に欧米で出版された楽譜

\* 今回の調査では、日本の伝統音楽に関する資料と、レコード等の音源資料は、対象としない。

(3) 事業の内容

- ・全国の音楽資料の所在・内容等の把握 → 対象機関は全国468機関(9月末までに予備調査を終了)
- ・資料の総目録の作成 → 資料名やその所在等に関する統一項目による目録の作成

(4) 事業の実施体制



(5) 事業の予算

総額 780万円 (事業終了後の精算支払い)

(6) 事業の期間

平成 22 年3月 31 日

(7) 事業資金について

事業資金については、日本音楽学会等の関係者による立替とする。文化庁より支払い後、返金する。ただし、借用期間の利子は支払わないが、振替手数料は当方負担とする。

(お願い)

事業資金の立替をお願いしております。一口10万円です。以下の郵便口座にお振込みをお願いします。

振替口座番号: 00150-3-565327 加入者名: 日本音楽学会「日本の音楽資料」調査委員会

平成21年10月4日

日本音楽学会会長  
礒山 雅 殿

日本音楽学会「日本の音楽資料」調査委員会  
委員長 久保田 慶一

文化庁委託業務「音楽情報・資料の収集及び活用に関する調査研究」に関する立替等に関するお願い

## 記

日本音楽学会「日本の音楽資料」調査委員会は、平成21年度文化庁委託業務として、「音楽情報・資料の収集及び活用に関する調査研究」を実施しております。

調査研究の採択にあたっては、調査費用として総額780万円が認められておりますが、支払いは事業終了後の精算払いとなっております。そのために事業実施のための予算措置として、日本音楽学会等の関係者に、個人的に立替協力を依頼し、事業資金とすることにしました。

事業資金の立替依頼に全力と尽くす所存ではありますが、以下の3つを、日本音楽学会に要望いたします。何卒、よろしくお願いいたします。

1. 立替金によって不足する事業資金については、日本音楽学会の会計からの立替とする。
2. 文化庁による会計検査によって万が一、文化庁からの支払金が執行額より下回った場合には、不足分を日本音楽学会の本部会計によって補填する。
3. 振込み手数料など、文化庁予算によって執行できない必要経費については、日本音楽学会の本部会計より支払う。ただし、平成21年度の日本音楽学会予算では、「日本の音楽資料」調査委員会として10万円の予算が認められているので、この科目からの支出とする。

以上、何卒、よろしくお願いいたします。

(参考)

9月25日現在、ご協力いただいた立替金の総額(11名の方々)は、320万円です。